

令和8年田子町農業委員会第3回総会 議事録

1. 開会 令和8年3月11日（水） 午後6時00分
2. 閉会 令和8年3月11日（水） 午後6時53分
3. 場所 田子町役場 第1会議室
4. 提出案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第1号「令和8年度農業委員会総会日程について」
 - 日程第4 議案第5号
農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 日程第5 議案第6号
農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - 日程第6 議案第7号
農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括方式）
 - 日程第7 議案第8号
田子町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の変更案に係る意見について
 - 日程第8 議案第9号
令和8年度最適化活動の目標の設定について
 - 日程第9 その他
5. 出席委員（9名）

1番 山崎順子	2番 山市礼子	4番 畠山嘉昭	5番 佐藤豊美	6番 木崎正夫
7番 西野榮一	8番 澤頭勉	9番 細谷一夫	10番 大坊和民	

欠席委員（1名）

3番 上平満広

6. 会議録署名委員

6番 木崎正夫	7番 西野榮一
---------	---------
7. 職務のため出席した者

事務局長 白板 大幸	主査 袖村 征志	主査 工藤 由美
------------	----------	----------

事務局長	<p>会議に先立ちまして、本日の委員欠席状況についてご報告します。欠席は、3番上平委員の1名となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、過半数以上出席しておりますので会議は成立します。</p> <p>それでは農業委員会憲章を唱和いたします。</p> <p>唱和のリードは、4番畠山委員にお願いします。</p> <p>(全員起立唱和)</p>
事務局長	<p>会長よりあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは、以降の進行については、議長からお願いします。</p>
議長	<p>ただ今から、令和8年田子町農業委員会第3回総会を開会いたします。</p>
議長	<p>日程第1「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。</p> <p>会議録署名委員は、議長より指名致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>
議長	<p>全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、指名致します。</p> <p>6番木崎委員、7番西野委員にお願い致します。</p>
議長 (日程2)	<p>日程第2「会期の決定について」を議題と致します。</p> <p>お諮りいたします。本総会を1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声、多数あり)</p>
議長	<p>全員、異議ないようですので、異議ないものと認め、本日1日と致します。</p>
議長 (日程3)	<p>日程第3、報告第1号「令和8年度農業委員会総会日程について」であります。</p> <p>事務局長から説明願います。</p>
事務局長	<p>報告第1号「令和8年度農業委員会総会日程について」であります。こちらについては担当者から報告します。</p>
担当者	<p>(説明)</p>

議長 報告が終わりましたので審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
ないようですので、報告第1号を終わります。

議長 (日程4) 日程第4、議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料2ページをご覧ください。
議案第5号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

番号1番、土地の所在は、
大字田子字馬久保 1筆
現況地目は畑であり、面積は1,287㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、5・6ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、3年間の賃貸借になります。
(12,000円/年)

番号2番、土地の所在は、
大字田子字馬久保 1筆
現況地目は畑であり、面積は3,624㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、5・6ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、3年間の賃貸借になります。
(36,000円/年)

番号3番、土地の所在は、
大字田子字熊ノ平 6筆
現況地目は畑が6筆であり、合計面積は23,983㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、7・8ページの航空写真をご覧ください。
申請内容は、売買になります。(合計6,000,000円)

番号4番、土地の所在は、
大字原字野面平 1筆

事務局長

大字原字林ノ渡 1筆

現況地目は田が2筆であり、合計面積は6,235㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、9・10ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(合計600,000円)

番号5番、土地の所在は、

字平成田 1筆

現況地目は田であり、面積は81㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、11・12ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(28,000円)

番号6番、土地の所在は、

字平成田 3筆

現況地目は田が3筆であり、合計面積は4,472㎡です。

申請人は資料のとおりです。

現地については、11・12ページの航空写真をご覧ください。

申請内容は、売買になります。(合計894,400円)

以上で説明を終わります。

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果報告に入る前に、澤頭委員は、利害関係人であることから、暫時の間、退席願います。(澤頭委員退席)

議長

それでは、番号1番の現地調査の結果について、大久保推進委員から報告願います。

大久保
推進委員

現地調査報告いたします。

3月5日に、会長、山市委員、事務局の5人で現地を見てきました。

場所は、資料5・6ページをご覧ください。

譲受人の話では、人参、枝豆を栽培するということで問題はないと見てきました。

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。

質問・意見等ございませんか。

議長

それでは、お諮りいたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

全員異議ないようですので、番号1番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号 2 番の現地調査の結果について、大久保推進委員から報告願います。

大久保
推進委員 現地調査報告いたします。
3月5日に、会長、山市委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料5・6ページをご覧ください。
譲受人の話では、人参、枝豆を栽培するということで問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号2番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号2番の内容については、原案のとおり決定しま
す。
澤頭委員の入室を認めます。

議長 続いて、番号3番の現地調査の結果報告に入る前に、西野委員は、利害関係人
あることから、暫時の間、退席願います。(西野委員退席)

議長 それでは、番号3番の現地調査の結果について、種子推進委員から報告願います。

種子
推進委員 現地調査報告いたします。
3月5日に、会長、事務局の4人で現地を見てきました。
場所は、資料7・8ページをご覧ください。
譲受人の話では、玉ねぎもしくははんにくを栽培するということで、問題はない
と見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号3番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

畠山委員 売買金額は一反歩あたりいくらですか。

議長 おおよそ250,000円ほどです。

種子
推進委員 農地中間管理機構を通した売買を行うと譲渡所得税が減免になるような制度があ
った気がします。売買金額が高額であることから、今回のような場合は3条の売買
以外にもそのような制度があることも申請者へ案内してみてもよいかと思います。

議長 制度の対象となるかなど制度内容を確認したうえで申請者へお伝えし、売買の方法については両者で検討していただくよう促すこととしたいと思います。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号3番の内容については、原案のとおり決定します。
西野委員の入室を認めます。

議長 続いて、番号4番の現地調査の結果について、川端推進委員から報告願います。

川端
推進委員 現地調査報告いたします。
3月5日に、会長、佐藤委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料9・10ページをご覧ください。
譲受人の話では、水稻を栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号4番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号4番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号5番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。

川原
推進委員 現地調査報告いたします。
3月5日に、会長、上平委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料11・12ページをご覧ください。
譲受人の話では、ハウスを設置しイチゴを栽培するということで、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号5番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)

議長 全員異議ないようですので、番号5番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 続いて、番号6番の現地調査の結果について、川原推進委員から報告願います。

川原
推進委員 現地調査報告いたします。
3月5日に、会長、上平委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料11・12ページをご覧ください。
譲受人の話では、にんにくを栽培するというので、問題はないと見てきました。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号6番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員異議ないようですので、番号6番の内容については、原案のとおり決定します。

議長 (日程5) 日程第5、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料13ページをご覧ください。
議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、
大字遠瀬字和平 1筆
現況地目は畑であり、申請面積は2,885.61㎡です。
申請人は資料のとおりです。
現地については、14・15ページの航空写真及び、16・17ページの土地利用計画図をご覧ください。
申請内容は風力発電設備工事用仮設事務所等の設置に係る3年間の一時転用であります。風車設置工事期間に使用する仮設事務所や駐車場、資材置き場等であり、風車設置工事が完了した後は、設置した工作物等はすべて撤去し農地に復旧する計画となっております。
この案件の補足といたしまして、今回申請農地は農振地域ではありますが、一時転用申請であるため農振除外手続きの必要はございません。
なお、本土地は第1種農地と思われませんが、農林漁業再エネ法の設備整備計画が

事務局長 認定されており、公益性が高いと認められる事業であるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、番号1番の現地調査の結果について、大向推進委員から報告願います。

大向 現地調査報告いたします。
推進委員 3月5日に、会長、畠山委員、事務局の5人で現地を見てきました。
場所は、資料14・15ページをご覧ください。
譲受人の話では、風力発電設備工事用仮設事務所の設置にかかる一時転用ということで、申請地と周囲の状況、土地利用計画図の具体的内容、転用後の周辺農地への影響は少ないと思われます。
以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりましたので、番号1番の内容について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
（異議なしの声多数あり）
全員異議ないようですので、番号1番の内容については原案のとおりとし、その旨の意見書を県に送付します。

議長 日程第6、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括方式）」を議題といたします。
（日程6） 事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、資料18ページをご覧ください。
議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」であります。

それでは、資料18ページをご覧ください。
議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案について意見を求めるものであります。

番号1番、土地の所在は、
大字原字野面平 2筆
字上ミ川原 1筆
現況地目は田が3筆であり、合計面積は11,591㎡です。
貸借権を設定する者は資料のとおりです。

事務局長	申請内容は、10年間の使用貸借になります。
	現地については、19ページから22ページの航空写真をご覧ください。
	番号2番、土地の所在は、
	大字原字法呂田 1筆、
	現況地目は田であり、面積は1,571㎡です。
	貸借権を設定する者は資料のとおりです。
	申請内容は、10年間の使用貸借になります。
	現地については、21・22ページの航空写真をご覧ください。
	番号3番、土地の所在は、
	大字原字上ミ川原 1筆、
	現況地目は田であり、面積は3,709㎡です。
	貸借権を設定する者は資料のとおりです。
	申請内容は、5年間の使用貸借になります。
	現地については、21・22ページの航空写真をご覧ください。
	以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりましたので、審議に入ります。
	質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。
	ご異議ございませんか。
	(異議なしの声、多数あり)
	全員、異議ないようですので、原案のとおりとし、その旨回答いたします。
議長	日程第7、議案第8号「田子町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計
(日程7)	画)の変更案に係る意見について」を議題といたします。
	事務局長から説明願います。
事務局長	議案第8号「田子町農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画)の変更
	案に係る意見について」であります。
	こちらについては担当者から説明します。
担当者	(説明)
議長	説明が終わりましたので、議案第8号について、審議願います。
	質問・意見等ございませんか。
議長	それでは、お諮りいたします。
	ご異議ございませんか。

議長 (異議なしの声、多数あり)
全員、意義ないようですので、原案のとおり決定します。

議長 (日程8) 日程第8、議案第9号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。
事務局長から説明願います。

事務局長 議案第9号「令和8年度最適化活動の目標の設定について」であります。
こちらについては担当者から説明します。

担当者 (説明)

議長 説明が終わりましたので、議案第9号について、審議願います。
質問・意見等ございませんか。

議長 それでは、お諮りいたします。
ご異議ございませんか。
(異議なしの声、多数あり)
全員、意義ないようですので、原案のとおり決定します。

議長 (日程9) 日程第9「その他」に入ります。
事務局長から説明願います。

事務局長 それでは、諸般の報告をご覧ください。
まずは、諸般の報告について、2月総会以降の活動などの報告をいたします。

2月25日(水) 申請締め切り・告示
3月5日(木) 総会案件に係る現地調査を行いました。
3月9日(月) 総会案件に係る企画会議を開催しました。

次に、3月総会以降の予定について、お知らせいたします。
3月25日(水) 申請締め切り・告示
4月7日(火) 現地調査を予定しています。
4月9日(木) 企画会議を予定しています。
4月13日(月) 第4回総会を予定しています。
18:00～ 役場第一会議室
後日、文書によりご連絡いたします。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、これに関しまして、ご質問はありますか。
(質問なしの声、多数あり)

議長

ないようですので、以上をもちまして、令和8年田子町農業委員会3回総会を閉
会いたします。

議事録署名者

議事録署名者
